

令和2年度調達等合理化計画自己評価

課題		評価指標	実施内容	達成状況	効果	今後の課題・対応方針	資料
一者応札・応募の改善	発注見通しの事前公表	「発注見通し」の掲載対象案件に対する掲載件数 (前年度実績比率以上)	<令和2年度> 67件 掲出可能な案件については、全て掲出した。 <令和元年度> 72件 掲出可能な案件については、全て掲出した。	○ 計画どおり、毎月掲載内容の更新をした。	競争性がより拡大されたと考えられる。	毎月の掲載内容更新については、今後も引き続き実施していく。	
	一者応札・応募となった原因等の把握	「意見聴取」の対象案件に対する聴取実施件数 (前年度実績比率以上)	<令和2年度> 45件 一者応札・応募案件(86件)のうち、複数者に資料配布した全ての案件で意見聴取実施 <令和元年度> 43件 一者応札・応募案件(111件)のうち、複数者に資料配布した全ての案件で意見聴取実施	○ 目標どおり取り組むことができた。	一者応札・応募となった原因等の把握をすることで、今後の一者応札・応募の改善検討に活用することができた。	「意見聴取」の内容を一者応札・応募の改善に活用する。	
消耗品等の共同調達の推進	業務の合理化及び業務効率化を図るため、他独立行政法人等と連携して、物品等の共同調達の実施を推進する。	共同調達の実施状況	昨年度より共同調達を実施してきた独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立美術館に加え、本年度より、独立行政法人日本学術振興会を加え「令和3年度コピー用紙の供給」について共同調達を実施した。	○ 目標どおり他独立行政法人との共同調達を実施することができた。	法人単独で調達した場合よりも安価な契約単価になったと思われる。	引き続き、コピー用紙の供給の共同調達を実施していくとともに、他の消耗品などについても、共同調達することにより、より経済的な契約が期待できるものについて、共同調達の実施を検討していく。	
随意契約に関する内部統制の確立	新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された適正契約検証チームに報告し、JSC会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。	点検対象案件に対する点検実施件数 (前年度実績比率以上)	<令和2年度> 実施率:100% 対象案件:34件 実施件数:34件 <令和元年度> 実施率:100% 対象案件:53件 実施件数:53件	○ 随意契約事前点検について適正に実施することができた。	より適正に随意契約案件について検証することができた。	随時、必要に応じて制度の見直しを行っていく。	[別紙1]令和2年度随意契約事前点検票一覧
契約基準の見直し	契約における一般的約定事項を定めている契約基準について、瑕疵担保責任から契約不適合責任に変更となる等の民法の一部改正をふまえた見直しを行う。契約基準は契約種別ごとに作成しているため、全ての契約基準の見直しを行うものとする。	当該取組の実施状況	・発注工事請負等契約基準を定める細則改正(令和2年12月15日) *本細則において、工事請負契約基準、製造請負契約基準、物品供給契約基準、役務請負契約基準、設計業務委託契約基準、工事監理業務委託契約基準及び測量調査等請負契約基準が定められている。	○ 全ての契約基準において、民法改正の内容をふまえた見直しを行うことができた。	より適正な契約基準で契約を締結することができた。	今後、民法改正等があった場合は、随時、契約基準の見直しを行っていく。	【別紙2-1】別記第一号(工事請負契約基準) 【別紙2-2】別記第二号(製造請負契約基準) 【別紙2-3】別記第三号(物品供給契約基準) 【別紙2-4】別記第四号(役務請負契約基準) 【別紙2-5】別記第五号(設計業務委託契約基準) 【別紙2-6】別記第六号(工事監理業務委託契約基準) 【別紙2-7】別記第七号(測量調査等請負契約基準)
契約マニュアルの充実	平成27年度より取り組んできた契約マニュアルの整備を令和元年度においても引き続き行い、契約マニュアルの充実を図る。	当該取組の実施状況	・契約マニュアル(原課用)改訂 ・一般競争入札マニュアル(工事以外)改訂 ・契約マニュアル(総合評価落札方式(工事以外)編)改訂 ・契約マニュアル(企画競争(工事以外)編)改訂 ・契約マニュアル(監督編・検査編)改訂 ・検査マニュアル別紙(契約部門用)改訂	○ 各契約マニュアルを改訂することで契約マニュアルの充実を図ることができた。	マニュアルの充実により、原課、各契約部門、契約事務担当者間で事務運用を統一することができた。 人事異動、新規採用等により契約事務担当者等に変更が生じた際、速やかに契約事務に取り掛かることができる。	契約マニュアルをより充実させていく。	[別紙3]契約マニュアル(原課用)改訂版 [別紙4]一般競争入札マニュアル(工事以外)改訂版 [別紙5]契約マニュアル(総合評価落札方式(工事以外)編)改訂版 [別紙6]契約マニュアル(企画競争(工事以外)編)改訂版 [別紙7]契約マニュアル(監督編・検査編)改訂版 [別紙8]検査マニュアル別紙(契約部門用)改訂版
契約事務説明会の開催	契約事務において、新たな取組や運用変更があった場合、対象各部署に対して説明会の開催を行い、情報の共有化を図る。	説明会実施状況	12月に全部署に対して契約説明会を開催	○ 説明会を行い、新たな運用ルール等について、情報の共有化を図った。	新たな運用ルール等について、理解の促進を図ることができた。	今後も契約事務の理解促進を図っていく。	[別紙9]令和2年12月契約説明会資料